

事故防止研修会等開催助成金交付要綱

中国トラック交通共済協同組合

(目的)

第1条 この要綱は、中国トラック交通共済協同組合（以下「組合」という。）が行う事故防止対策の一環として、組合員が運転者に対して行う各種研修会・講習会（以下「研修会等」という。）開催にかかる助成金の交付に関して必要な事項を定め、組合員の交通事故防止対策の推進を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、事故防止対策にかかる研修会等を開催した組合員及び組合員の運転者が多数参加した合同研修会等を主催したトラック関係団体（以下「組合員等」という。）とする。

(対象とする研修会等)

第3条 助成の対象とする研修会等は、交通安全講習、省エネ運転講習、健康起因事故防止講習など、事故防止を目的としたものとする。

(助成額)

第4条 前条の研修会等を実施した場合は、次の経費の一部を助成する。

但し、項目ごとに3万円を限度とし、実際に要した経費が3万円以内の場合はその実費とする。

(1) 会場使用料（社外施設を使用した場合）

(2) 講師料（外部講師を依頼した場合）

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする組合員等は、別紙様式「事故防止研修会等開催助成金交付申請書」（以下「申請書」という。）に必要書類を添付し、開催日より起算して3ヶ月以内に組合へ提出する。

但し、予算額に達した場合は、申請受付を締め切る。

2. 助成金の交付回数は1年度につき1組合員あたり2回を上限とする。

(助成金の交付)

第6条 組合は、組合員等から前条に基づき申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付条件に適合すると認めたときは組合員等に助成金を交付する。

(助成金の返還)

第7条 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を求めることができる。

(1) この要綱その他組合が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、事故防止対策委員会においてこれを定める。

付則

1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

・令和2年5月26日一部改正（令和2年6月1日施行）

2 この改正（第1条目的、第2条助成対象、第3条助成金の申請）は、平成30年度の理事会の認可の日から施行し、平成30年4月1日以降に実施された対象の研修会等に適用する。